

## 「相隣関係」完全攻略まとめ

相隣関係は、隣り合う土地の所有者同士のトラブルを防ぐためのルールです。試験で狙われる3つの超頻出ポイントを整理しましょう！

### 1. 袋地の通行権(囲繞地通行権)

公道に出られない土地(袋地)の所有者は、公道に出るために他人の土地を通行できます。

- 原則：他人の土地にとって「最も損害が少ない場所と方法」を選び、通行料(償金)を払う必要があります。
- 例外(超重要!)：土地の分割や一部譲渡によって袋地ができた場合、\*\*「他の分割者の土地のみ」を「無償(タダ)」\*\*で通行できます。

### 2. 竹木の「枝」と「根」の違い

隣の家の木が境界線を越えてきた場合のルールは、「枝」と「根」で全く異なります。

- 根：自分の判断で\*\*「勝手に切り取ってOK」\*\*です。
- 枝：原則として、隣人に\*\*「切るよう請求」\*\*しなければなりません。(※ただし法改正により、催告しても切らない場合や、所有者不明、急迫の事情がある場合は自ら切り取ることが可能になりました)。

### 3. 境界標と測量費用の負担

- 境界標の設置・保存費用：お隣さんと\*\*「折半(半分ずつ)」\*\*で負担します。
- 測量費用：折半ではなく、それぞれの土地の\*\*「面積の割合」\*\*に応じて負担します。ここが最大のひっかけポイントです。